

参加料の記載のないものは無料です。/市外局番(0154)を省略しています。/市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

**マタニティ講座**

☎①[教室]2月14日(日)[午前の部]午前9時45分～正午、[午後の部]午後2時～4時15分 ②[見学会]2月20日(土)(一部2月18日(木))/☎①防災庁舎4階 ②子育て支援拠点センター/☎妊娠34週までの妊婦さんとそのご家族(新規受講、初産の方優先)/☎各15組/☎育児レッスン、妊婦体験、子育てお役立ち情報等/☎2月1日(月)から電話で健康推進課(☎31-4525)へ

**その他**

**上下水道料金**

**夜間・日曜納付相談窓口**  
夜間=2月16日(火)午後8時まで/日曜=2月28日(日)午前9時～午後5時/☎上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)/☎第一環境(株)釧路事務所(上下水道部検針および収納等業務受託会社)☎43-2161

**都市計画を変更しました**

市および道が決定する次の都市計画の変更を20(令和2)年12月15日付で行いました。詳細は、市ホームページをご覧ください。  
[釧路市決定]①用途地域 ②防火・準防火地域 ③地区計画(愛国地区、昭和シルバータウン地区、桜ヶ岡・白樺台地区、昭和中央地区) ④特別用途地区  
[北海道決定]①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ②区域区分 ③臨港地区 ④下水道  
☎釧路市決定については、都市計画課(☎31-4555)、北海道決定については、北海道建設部まちづくり局都市計画課(☎011-204-5563)

**用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率等の数値を指定しました**

市では、都市計画の区域区分の変更に伴い、用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建蔽率、道路斜線制限、隣地斜線制限に関する数値の指定を20(令和2)年12月15日付で行いました。詳細は、市ホームページをご覧ください。  
☎建築指導課建築審査担当(☎31-4577)

**市議会2月定例会**

2月26日(金)午前10時から開会予定です。  
☎議会事務局(☎31-4581)

絶やすまい 返還つなく 強い声  
2月7日は「北方領土の日」  
返還運動にご協力ください  
☎市民生活課(☎31-4590)

**住宅防火 いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～**

**3つの習慣**=①寝たばこは、絶対しない ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す  
**4つの対策**=①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する ②寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する ③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る  
☎消防本部予防課予防広報担当(☎23-0426)

**屋根からの落氷雪に関するお願い**

○落氷雪があったら、直ちに事故が無いことを確認し、排除する。  
○屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さない。  
○軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意する。  
○軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせない。  
○ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険なので、早めに除去する。  
○落氷雪の除去の際には、歩行者への安全対策を行う。  
☎[国道]釧路開発建設部釧路道路事務所(☎41-8101)、[道道]釧路総合振興局釧路建設管理部事業課(☎23-1565)、[市道]道路河川課管理担当(☎31-4558)、道路維持事業所(☎24-3322)

**市民意見提出手続条例に基づき、皆さんの意見を募集します**

下記の素案の詳しい内容は、各公表場所に備え付けの資料が市ホームページをご覧ください。

釧路市阿寒町コミュニティ施設条例の一部改正	
内容	阿寒町東栄集会所は施設の老朽化に加え、14(平成26)年度から利用実績がなく、近隣に阿寒町徹別多目的センターがあることから21(令和3)年3月末で廃止することとしたもの。 阿寒町若草会館は公営住宅建替事業(まほろ公営住宅)で移転新築予定だが、新築までの期間があるため21(令和3)年4月末で一時廃止することとしたもの。
募集期間	～2月8日(月)
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 阿寒町行政センター市民課、阿寒町東栄集会所、阿寒町若草会館、阿寒町徹別多目的センター
提出・問合せ先	阿寒町行政センター市民課市民サービス担当 (☎085-0292阿寒町中央1-4-1☎66-2210☎66-3683 ✉agshi-shiminservice@city.kushiro.lg.jp)

釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)素案について	
内容	釧路都心部まちづくり計画(事業構想編)は、釧路駅周辺を中心とする都心部の将来像の実現を目指すものとして、釧路駅周辺(ゲートウェイ)や駅前広場、北大通、共栄新橋大通など(にぎわい交流ゾーン)に着目し、釧路駅周辺の鉄道施設、都心部交通ネットワーク、土地区画整理の3つの柱からなるもの。
募集期間	～2月24日(水)
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所5階都心部まちづくり推進室
提出・問合せ先	都心部まちづくり推進室 (☎085-8505黒金町7-5☎65-7612☎25-8149 ✉to-toshinbu@city.kushiro.lg.jp)

釧路市空家等対策計画(2021(令和3)～2025(令和7)年度)の策定	
内容	釧路市空家等対策計画は、空家特措法第6条に基づき、空家等対策をより計画的に進めるため、市町村が策定する計画です。 市民が安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保するため、管理不十分な空家等を抑制するとともに、空家等の除却や活用の促進を目的に、第2期計画として策定するもの。
募集期間	～2月12日(金)
原案の公表場所	市役所・各行政センター1階市政情報コーナー、各支所、市ホームページ 市役所5階建築指導課
提出・問合せ先	建築指導課指導防災担当 (☎085-8505黒金町7-5☎31-4569☎24-0581 ✉ke-shidoubousai@city.kushiro.lg.jp)

[共通]意見の提出方法 = 住所、氏名(団体名)、電話番号を記入の上、メール、郵送、信書便、ファクス、持参で提出してください。様式は問いません。

**釧路市エール商品券 使用期限のお知らせ**

釧路市エール商品券の増刷分の使用期限は2月28日(日)までとなっています。使用期限を過ぎると使用できなくなりますので、今一度お手元の商品券の使用期限をお確かめください。  
☎釧路市プレミアム付商品券事業実行委員会(☎41-4141)

**交通事故に十分お気をつけください**

この時期は、積雪や凍結による交通事故の発生が懸念されます。外出する際は、路面状況を確認し、余裕を持って普段より早めに行動するよう心掛けましょう。  
☎市民生活課(☎31-4521)

**各種相談**

相談にお越しの際は、マスクの着用をお願いします

- 女性のための無料法律相談(要予約)  
☎2月10日(水)午後1時～3時/☎4人/☎☎2月3日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(☎65-1034)へ
- 障がい者就労支援相談(要予約)  
☎2月18日(木)午後1時～4時/☎防災庁舎3階障がい福祉課/☎障がい福祉課(☎23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぷれん(☎65-6500)
- 行政書士記念日「行政書士無料相談会」  
☎2月22日(月)午前10時～午後3時/☎市役所1階ギャラリー/☎相続、許認可、持続化給付金等/☎北海道行政書士釧路支部事務局(☎41-1330)
- 法テラス無料法律相談会(要予約)  
☎2月25日(木)午後1時～3時30分/☎防災庁舎5階会議室/☎20人/☎2月1日(月)～12日(金)に電話で日本司法支援センター釧路地方事務所(法テラス釧路☎0570-078-392)へ
- 生活相談支援センター「くらしごと」(要予約)  
☎月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後6時/☎生活や就労に関する相談/☎☎くらしごと(北大通12-1-14ビケンワークビル1階☎65-1250)
- みんなの人権110番☎0570-003-110  
新型コロナウイルス感染症にかかる不当な偏見、差別、いじめ等、人権に関する相談をお受けします(秘密厳守)。  
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31-5040)
- 法律相談(要予約。先着6人)  
☎2月5日(金)、19日(金)、3月5日(金)午後1時～3時/☎市役所1階市民相談室/☎相談日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で市民協働推進課(☎31-4504・4505)へ
- 行政相談  
☎2月2日(火)、16日(火)午後1時～3時/☎市役所1階市民相談室/☎相談日の前日正午までに電話で釧路行政監視行政相談センター(☎23-7136)へ